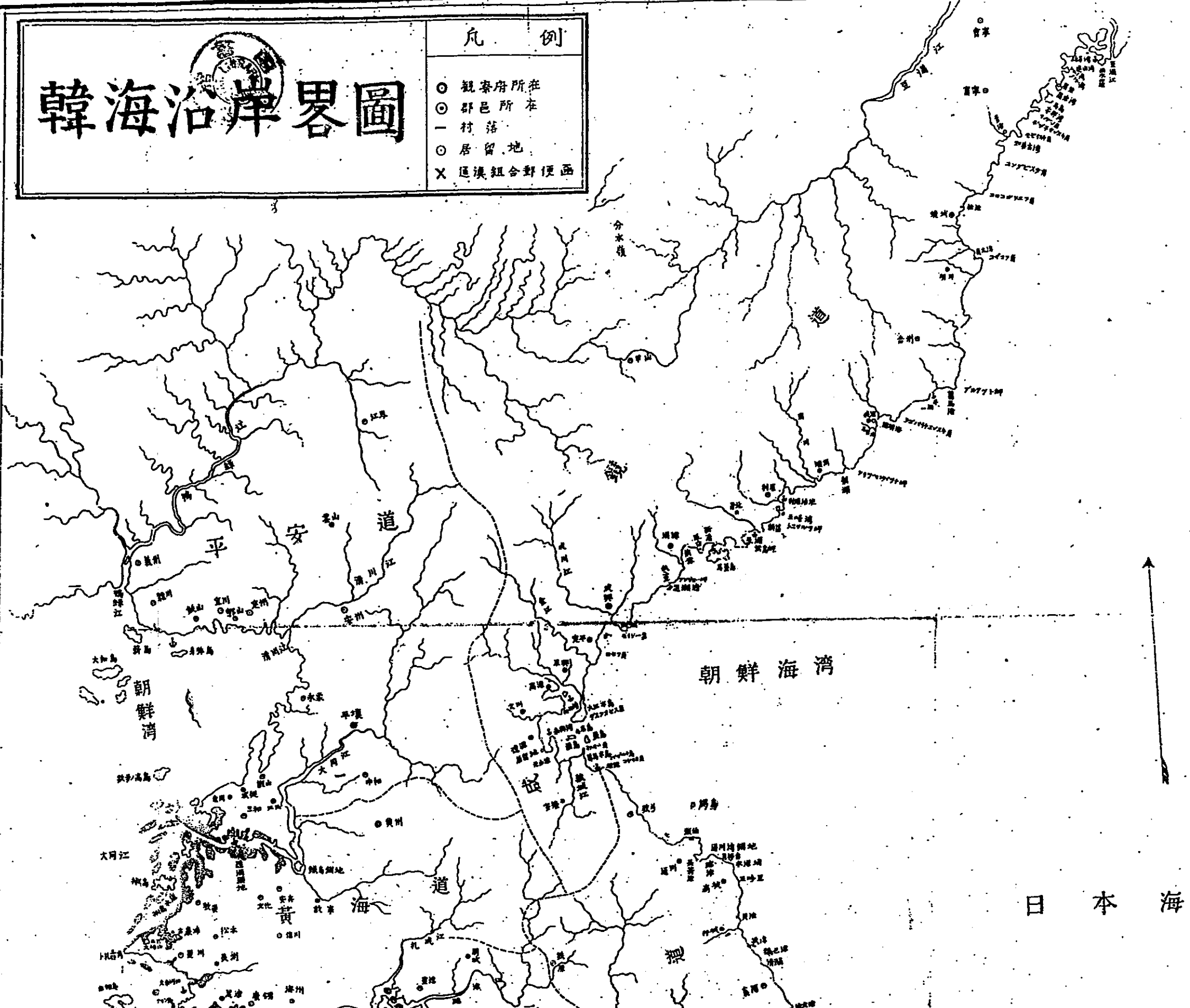


韓海沿岸畧圖

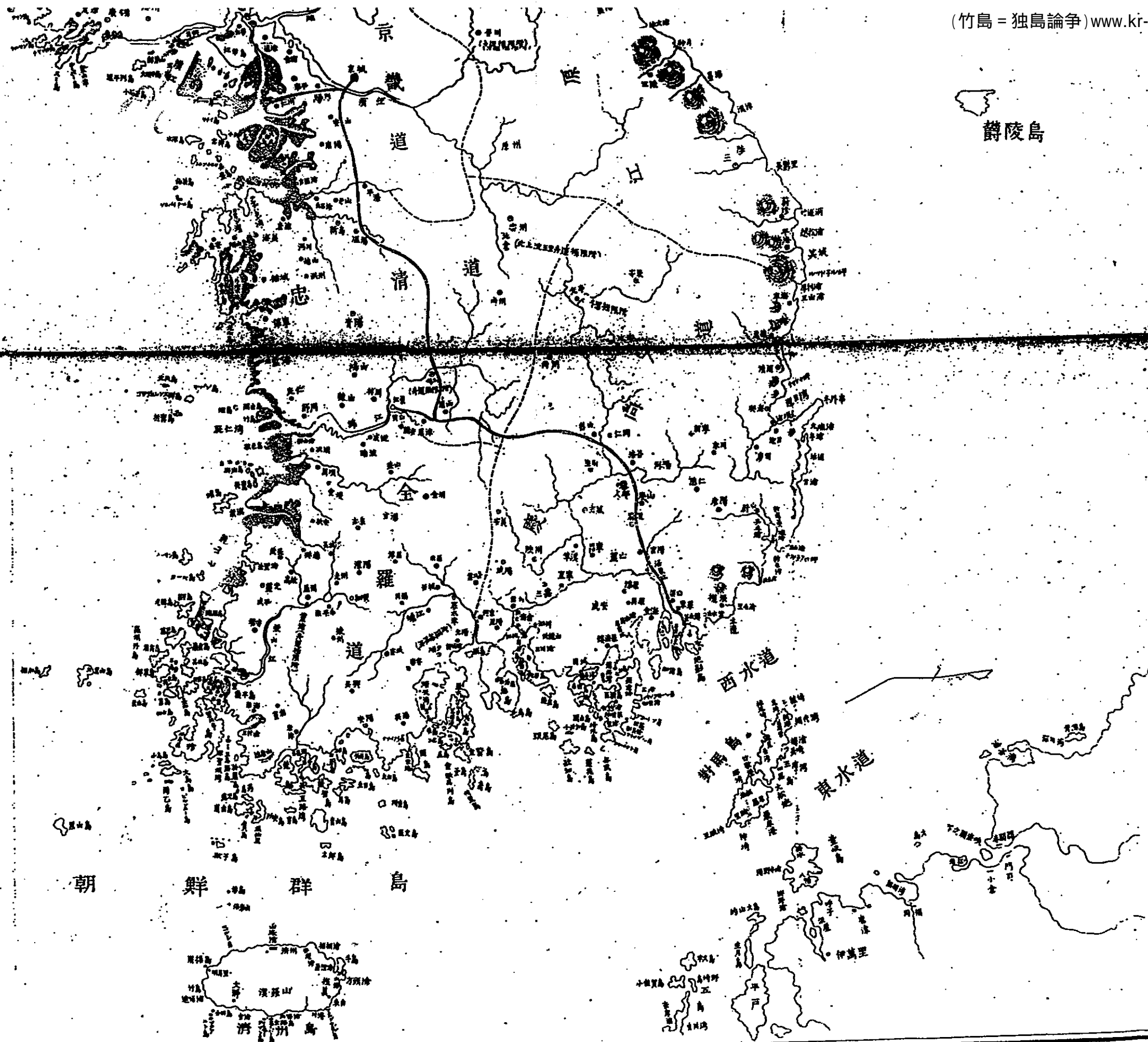
凡例

- 觀察府所在
- ◎ 郡邑所在
- 村落
- ⊙ 居留地
- X 通漢組合郵便函



黄
海

鬱
陵
島



此圖ハ海軍省水路詳出版ノ朝鮮全洋圖ヲ基礎トシ
 于及朝鮮海運通商組合理事東穀雄氏カ于年黄地巡廻
 踏査シタル結果ヲ合セテ編製シタルモノナレバ自
 然ト其撰ヲ具ニスルモノアルニ付特ニ之ヲ附
 記ス

明治三十五年六月

島生修 氏 識

葛生君之宮韓國通商海防頃著
一書題曰韓海通商海防所海
述蓋為之資料甚多老邦人頃此為
德園之公辨海之漁事矣其一大觀
者會令也海防之獎勵極切要
時獲此種著書頗得我意因錄一言
以為序

明治三十四年十二月

雲僊 牧 朴真



韓海通漁指針序

明治二十四年予主李君周會于金鰲嶋也介立洋社于李君乃有鰲海釣網之舉當時邦人之往來韓海者不下五千艘立洋社特派技師搜海理將大有爲然有事而止後吾徒之開法所於釜山港也有二少年來投焉齒俱十六其一人則葛生君修亮也居未二年有東學之事法所亦廢志士四散客歲予出山久濶與君相見黑龍會上君旣成美髯公爲予語鰲海近事太詳矣且予入順天灣三而二失路君指畫而說迷路如眎掌君蓋留韓國久從水產之業韓海之島嶼星布一島一嶼靡所不往殊發見一無所屬島云君之於韓海漁事可謂成矣君爲人精悍強記質直好義吾會之俊髦也今茲採

録其所實踐成一大帙名曰韓海通漁指針其用意之懇到周悉不
 啻使人知海理與魚族之所遊而逐利無憾大則疏明通漁法約之
 所由來細則至受檢授票之提撕眞使漁客放舟自在無所窒礙如
 此書指針之實誠不溢其名者歟而君不自私之附之於黑龍會出
 版部請會版藏之何其志之太美矣君今亦在韓前途之遠與予在
 韓亦何擇焉願無或履吾覆轍休々焉自疆不息乃豈唯海上之指
 針焉哉明治三十五年梅霖濛々之日保寧山人範之識黑龍會客
 窓

韓海通漁指針序

葛生君久しく朝鮮に在り深く其の國情に通す特に意を水産
 業に注ぎ望を將來に屬する所甚た多し余が曩きに同志と謀
 り朝鮮漁業協會を創立するや君偶々來り諭て曰俱に力を斯
 業に盡すことあらんと余大に之を贊す爾來君は專心探檢し
 從事し一葉の扁舟に乗し寒暑を冒し風濤と戦ひ西南全羅慶
 尙東北江原咸鏡の沿海より延て豆滿江畔より及て自ら釣を垂
 れ網を下し以て潮流の關係と海底の深淺とより漁利の如何
 を探究し傍ら沿岸の風俗人情を查察し頗る得る所あり客秋
 故あり郷に歸るも尙ほ其素志を達せんことを期す近頃一書

を著し名て韓海通漁指針と云ふ記事整々細大漏す所なし今や韓海に於ける本邦人の漁業は頗る進張の域に向ひ半島の沿海は總て我が獨占の好漁場たらんとするの勢あり此時に際し此の好著を見る必ず世人をして裨益せしむる所多からん苟も韓海漁業に志あるもの必讀を要すへきを信す余亦た君と其志望を同ふす聊か所感を記し卷端に序す于時明治三十四年十一月中濔朝鮮海通漁組合聯合會第二巡邏船々中一於て

在韓國釜山

成田定識

韓海通漁指針

緒言

一韓海の通漁は、將來益々其發達を圖るべき必要あると共に、之れが鼓吹の爲めに、其事情を世間に知らしむるの方法を講ずるは最も肝要の事なりとす、而して現今通漁上の状況を調査報告するもの獨り朝鮮海通漁組合聯合會あり、然るに該會の報告書類たる、性質上各部面箇別の調査に出で、全般の状況を一眸の下に窺ふに便ならず、又た通漁事項を一書に編して其大要を擧げたるものは、明治二十六年中、關澤明清、竹中邦香兩氏の朝鮮通漁事情あれども、爾來通漁の迅速なる發達は其書をして既に陳套に屬せしめたるの遺憾あり、余固と淺識敢て其任に耐ふると云ふに非るも、曩に暫く彼國にありて各漁場を遍歴し、聊か其事情の大要に通ずるを得たるを以て、茲に此書を編して世の闕漏に裨補せんとす、幸にして通漁者の爲めに幾分の資益する所あらば余の素志に協ふものなり

一余元來漁業癖あり、久しく韓海漁業實地調査の希望を懷抱し、明治三十二年二月初旬彼國に渡り、陸路釜山より江原道を経て元山に至れる沿岸の漁業を視察し、夫れより京城、鎮南浦、平

韓海漁業指針

環等を巡遊し、返りて再び京城を経て忠清、全羅の各要市を見、六月釜山に歸りて朝鮮漁業協會に入り、更に同會の巡遊船に搭乘して海上より沿く四道の沿海を視察するを得、次で通漁組合聯合會の設立あるや同じく前業を繼ぎたりしが、昨三十三年七月所感あり清國に於ける韓海水産物販路の状況を調査せんと欲し、同聯合會を辭して歸朝したるも不幸にして其意を果し得ざりし、畢竟僅々一年余の視察、未だ室に上りて室を窺ひたりと云ふにあらざるも、其詳細に至りては不日再び渡韓すべきが故に、更に調査の上漸次之れが増訂を加ふることすべし念の爲め、左に在韓當時巡廻したる主なる漁場を示す

一 朝鮮漁業協會第十回派遣巡遊船搭乘

釜山豆滿江間沿海

往復五百五十二里

三十三年 自六月二十七日 至九月九日

往復七十五日

一同 第十一回派遣巡遊船搭乘

釜山漆浦濟州島間沿海

往復三百六十五里

三十三年 自十月十八日 至十二月十日

往復五十四日

一同 臨時派遣巡遊船搭乘

蔚山灣、捕鯨業調査

一同 第十二回派遣巡遊船搭乘

釜山所安島間沿海

往復二百二十三里

三十三年 自三月二十六日 至三月二十七日

往復三十日

一同 第十三回 派遣巡遊船搭乘

朝鮮海通漁組合聯合會第十回

釜山群山瀟間沿海

往復(漆浦)四百七十七里

三十三年 自四月二十九日 至五月二十七日

往復二十九日

一 此書は明治三十四年八月中旬筆を下し十一月月上旬稿漸く成る、前述の視察を以て日進月歩の狀勢ある現時の通漁を記述するは頗る構は復れたるやの憂なき能はずと雖、余は最近迄の通漁組合聯合會報告類、及び信すべき新報紙所報の事項等を参考し、出來得る限り此の欠点を補ひた

り、而して其參考書類は左の如し
編中載する所の重要水産物に各々參考を附したるは、成るべく廣く他の知識を參考せんが爲めなり

韓海通漁指針

日本水産動物圖説

朝鮮通漁事情

清國水産物圖説

清國駐在領事官報告類

日本水産史
日清貿易事情
大日本水産會報

一編中の沿海地理は、曩に雜誌「黒龍」に掲載したる韓國沿海事情に増訂加除を加へて之れに充てたるものなり

一余不才文章に嫻はざるが故に、編中の辭句は務めて事實の祖述を誤まらざんことを期したりと雖、自然蕪雜に流れたる所あるべし、讀者幸に其真味を取つて末事を咎むる勿れ

明治三十三年十一月三日

在京 葛 生 修 亮 識

韓海通漁指針

目 次

總 論

第一章 沿革及諸規則

- (一) 一起原.....四
- (二) 遼漁規則訂結.....五
- (三) 通漁組合聯合會の濫觴及其設置.....八
- (四) 通漁船自由渡航令.....九
- (五) 通漁區域擴張.....九
- (六) 通漁手續.....一〇
- (七) 漁船日用品搭載手續.....一四
- (八) 通漁者心得.....一五

目 次

目次

釜山領事館告示

漁船取締規則

犯罪の日本漁民取扱規則

二

第二章 通漁組合聯合會

- (一) 規約.....二一
- (二) 經費.....二六
- (三) 本部及支部所在地.....二六
- (四) 巡邏船の回航.....二七
- (五) 通漁者教訓.....二九
- (六) 漁夫の取締.....二九
 - 品行証書交付.....
 - 非會員處置.....
- (七) 組合聯合會旗章.....四〇
- (八) 遭難救助.....四一

第三章 沿海地理

- (一) 概勢.....四五
- (二) 慶尙道.....五〇
 - 概勢 釜山港 大港 豆毛浦 西生浦 蔚山灣 日山浦 甘浦 活通 年浦 九連浦
 - 迎日灣 丑山浦 多大浦 洛東江口 加羅島 安骨 養浦 巨濟島 玉浦 知世浦
 - 白助浦 都長浦 古多大浦 猪仇味 竹林浦 栗浦 高夫郎浦 永登浦 鳳島 馬山
 - 浦 臥島 鎮海灣 統營 蛇梁島 三千里 欲知島 南海島 島島
- (三) 全羅道.....八一
 - 概要 嶺江 橫島 松島 新坡浦 順天邑 烏南浦 光陰邑 麗水邑 菊浦 京島
 - 突山島 突山邑 彌前浦 天大島 金蓋岬 雁島 釜島 嶺島 國島 東來波 巨文島

目次

三

目次

濟州島、牛島、城山浦、方頭浦、表白、川港、西嶺浦、蒙浦、甲沈島、山底浦、濟州
邑、青山岫、所安島、嶽子島、嶺島(長直路)、康津邑、鳳村、珍島(珍島邑)、右水營
華聖頓灣、木浦港、智島、落月島、雄島、七山島、法聖洞、嶺島、古羅山島、龍山
浦港

(四) 江原道 一八八

概要 蔚陵島(十島)、原利浦、竹城、竹溪、蔚陵邑(三陟邑)、漢津、興津(江陵
邑)、砂月、注文津、鵝也津、黃金、味吟里、長箭津灣、頭伯、致亨

(五) 咸鏡道 二二二

概要 神龍、元山浦、松田灣、西湖(咸興邑)、執三里、前津、新浦、馬養島、新昌
瀟湖、梨湖、城津港、井湖、葛馬浦、魚太津、獨津(鏡城邑)、龍在、三日浦、沙湖
羅津灣、楸津、善津灣(羅津里、馬邑)、雄基灣(雄基里、羅丁)、鹿山、西水羅、豆
滿江口、鹿屯

(六) 忠清道 五九

概要 江景津、竹島、柳島、開和島、安眠島、元山島、波知島、牙山灣

(七) 京畿道 一六四

附 各港間里程表 一七五

概要 漢城府、龍山、仁川港、永宗島、江華島、喬同島
從釜山至南方各港里程
本航路、沿岸支航路、外海支航路
從釜山至北方各港里程

第四章 海理及氣象

一) 潮流 一八一

東海

南海

西海

(二) 潮汐 一八四

東海

南海

西海

目次

五

目次

(三) 氣象 一八七

氣候

雨期

降雪

海霧

時風

航海風位

東海 南海 西海

第五章 重要水産物

第一 哺乳獸

一九一

(イ) 鱧脚類

オットセイ アシカ アザラシ

一九一

(ロ) 游水類

シキナ マイルカ カマイルカ スナメリ ナガメオビラ ヤトウタシラ セミ

一九四

第二 爬蟲

メウラ エリクシラ イブシクシラ

(イ) 被甲類

ヌツボシ

二〇一

(ロ) 蛇類

エラブサナギ

二〇三

第三 魚

(イ) 古魚類

ヒメカシラ シュモクザメ シロフカ ネヅミザメ オナガザメ イソカ ドクダニ
ニギメ ガシキヒビ アカヒビ ヨシサヒビ

二〇四

(ロ) 固類

スマキ ムツ マダイ クロダイ アイナメ アブラメ アカウ メバル カサヒ
マコビ カナガシラ ニチ シラキス アマダイ イシモチ ニベ タチノウチ キ
バ カツチ マクロ キアダマシロ サハラ マナヅメ マナヤ ムロアサ プリ
ンゼ アンビサ キンギ ボラ ウキナギ タチ メクドクメラ イカナゴ ヒラ

二一〇

目次

七

メ カレイ シメロラメ ナマヅ サケ イヌ ヤマイヌ シラサチ アヒダツサ
 ヨリ ドヤヤウ タナゴ フナ コロ イワシ エツ コノシロ ニシン ヒラヤ
 ナギ アノヒ ハモ フダ

第三 被囊蟲

(イ) 圓口類.....二一五

第四 軟体蟲

(イ) 腹脚類.....二一六〇

サソイ アソビ
 (ロ) 辨腮類.....二一六三

第五 關節蟲

(イ) 有殼蟲類.....二一六七

イセヒロ クルイヒロ シメヒロ アヒ カニ シヤロ

第六 蠕蟲

(イ) 星蟲類.....二一七一
 タヒツ井ムシ

第七 芒刺蟲

(イ) 芒刺蟲類.....二一七一
 ナモコ ガセ ヒトテ

第八 無腸蟲

(イ) 水螅水母類.....二一七五
 イクラメ

(ロ) 珊瑚蟲類.....二一七六
 ウミイソ

(ハ) 海綿蟲類.....二一七六
 カイメン

第九 海藻類.....二一七七
 アミノリ テンダサ フソリ コシブ ヲカメ カジメ アフメ ヒツキ

第六章 通漁の狀勢

目次

(一) 概況.....二八二

出漁船数別表

同 種別表

最近三ヶ年間通漁船比較表

同 人員表

(一) 各漁場に於ける通漁船の分布.....二八八

豊前道 全羅道 江原道 咸鏡道

(三) 沿岸線に於ける通漁船数.....二九三

(四) 漁獲高.....二九五

三十三年度漁獲表

最近三ヶ年間漁獲高比較表

(五) 今後取る可き方針.....二九八

長季間漁業

漁船の改良

漁具の改良

漁船の聯合

今後擴張すべき漁業

明太漁 鱈漁 鱈漁 鱈漁 鱈漁 海鱈漁 鱈漁 南海面の鱈漁 海豚漁 石首及鱈魚漁
帶魚漁 鯉漁 鯉漁 鮭及鱈漁 淡菜採取

第七章 重要漁業の状勢

(一) 組漁業.....三〇九

(二) 潜水器業.....三二七

(三) 鱈漁業.....三三〇

(四) 鯛漁業.....三三六

延縄 餌料の種類 一本釣 罾網

(五) 鯖漁業.....三三九

(六) 裸潜業.....三四四

(七) 鯖漁場.....三四七

(八) 鱈漁業.....三五二

目次

十一

九 鱈漁業……………三五一

十 打網漁業……………三五二

十一 手繰網漁業……………三五三

十二 鱈漁業……………三五四

十三 柔魚漁業……………三五五

十四 鱈漁業……………三五六

十五 海鰻漁業……………三五七

十六 鱈漁業……………三五八

十七 明太漁業……………三五九

十八 石首魚漁業……………三六四

十九 鮫鱈漁業……………三六六

二十 鱈漁業……………三六八

廿一 附屬船……………三六九

附京畿道沿海の漁業……………三七四

第八章 捕鯨業の狀態

(一) 沿革……………三七八

(二) 諾威……………三七九

(三) 韓海に於ける獵季獵場及捕鯨種類……………三八二

 (甲) 遠洋漁業株式會社捕鯨船業……………三八三

 (乙) 遠洋捕鯨株式會社捕鯨業……………三八四

第九章 漁獲物處分及び販賣

(一) 販路の概要……………三八五

(二) 韓國販賣……………三八六

 韓人販賣 馬山浦魚市場水揚高表 嶽子鱈魚價表 江原道漁價表 釜山水産會三十三年度販賣統計表 同會社十年間販賣高比較表

(三) 清國向水産物……………三九七

(四) 本邦向水産物……………四〇〇

(五) 罐詰製造……………四〇二

第十章 外人の捕鯨業

(六) 將來の見込.....四〇三

(一) 露人の捕鯨業.....四〇五

(二) 獨人の捕鯨業.....四〇九

(三) 清人の帶魚漁.....四一〇

(四) 清韓人の共同潜水器業.....四一二

第十一章 韓人水産業の一斑

(一) 概要.....四一四

(二) 漁船.....四一五

(三) 漁具.....四一七

漁具 釣具 漁帳

(四) 重要漁業の状態.....四二六

明太漁業 石首魚漁業 鱈漁業 鯉漁業 鯪漁業 鱒及鱒漁業 鯛漁業 帶魚漁業

(五) 製造.....四四一

茶乾 鹽藏 凍乾 鹽辛 附製鹽業

第十二章 希望

(一) 韓海産物の販路を清國に求める獎勵方法に付政府に對する希望四四六

(二) 通漁の獎勵方法に付各府縣廳に對する希望.....四四七

(三) 漁場沿岸港灣の要所に根據地を得ることに付通漁組合聯合會

に對する希望.....四四九

韓海通漁指針附録

●大日本國 修好條規.....一

●大日本國 修好條規附録.....六

●通商章程.....九

●朝鮮國に於て日本人民貿易規則并海關稅目.....一三

●朝鮮國間行里程取極約書.....三四

●海關規則.....三七

●渡航歸國朝鮮國他の外國各港往來并居留地内轉居届規則……………三六

韓海通漁指針

總論

葛生修亮著

韓海通漁の緊要なる所以二あり、一は國家の上より見たる必要、他は漁業の上より見たる利益即ち是れなり

國家上より見たる必要 韓國は我邦と最も接近し地理上互に唇齒輔車の關係ありて、特に今日の時勢に在りては、此國に對して我邦の勢力を扶植すると共に、親隣の誼を厚ふするの道を講ずるは急勢中の急務と謂はざるべからず、且つ我邦の内情を顧みれば人口年々繁殖して之れが好箇の排泄場を他に求むるの必要多々なり、然るに幸にして韓海漁業は疾くより本邦人の通漁權内に屬し、其漁業區域は猶ほ裕に數千の漁船を容るゝに足るの餘地を存し、而して漁利の以て國家國民を益すべきもの尠ならず、故に現今九州、四國、山陽諸州の韓海に接近せる地方に充溢する漁民を驅て、爾後益々彼に赴かしむるは、一面に於て我邦の勢力を扶植し、及び親隣の誼を厚ふする道を求むると同時に他面に於ては我邦の人口を排泄するに於て最も必要とする所以なり

漁業上より見たる利益

里の上流には鰻鱺の棲息殊に饒多なりと云ふ、魚類の販路は、當港尙ほ居留人の少數なるが爲め其需用太だ多からざれ共、少く港を離れて江景市場に至れば需用殆んど無限の姿なりと云ふ交通は、港灣の不完全なるが爲め、未だ本邦との直接航路を通ずること能はず、僅かに仁川、木浦の間を、蒼龍、顯益と稱する韓國の漁船と、仁川居留本邦商人の所有にして韓人の名義に係れる小漁船との、毎週一兩回往復通航するものあるに過ぎず、又た錦江の水連は、其上流黃山迄は約四百石積、黃山に隣れる三南第一の市場江景迄は二百五十石積、更に其上流論山市場迄は百五十石積位迄の帆船を通ずるを得べく、船舶の江流を上下來往するもの四時常に絶へず

(四) 江原道

概要

本道は、舊と穢類の地にして、國の東面に在り、南、慶尙道に隣し、北、咸鏡道に連り、北西は僅かに黃海道の東隅と境を接し、西、京畿道及び忠清道と土壤を交へ、東方一帯は海に瀆して遙かに我が邦の山陰北陸諸州と相對す、地形南北に長く、東西に狭く、長白山脈の南下せるもの、道の西方よ蜿蜒して、金剛、雪岳、五臺、頭陀、太白等の諸名山を形成し、其状恰も臥雲の天際に蟠るに髣髴たり、山脉の西は之れを嶺西と稱し、重山複水の間、風氣高寒、地瘠せ民朴に、古來

高士穩棲の境と傳へる、此處は即古昔の新羅の故都、日本史家の唱へて素盞雄尊の占領地とせる處にて又現今韓廷の難所に備ふる春川府の在る所なり、而して往時は樹木繁茂し木材及び山峽の間に野生する人參の好産地なりしと雖、近歲に至りては、民口稠密、村落相接し、山野漸く開墾せられて、山に寸木なく、人參の産するもの亦稀れなるに至れりと云ふ、嶺東の地は局促東海の濱に迫りて、地勢甚だ狹隘に、其最も廣しと稱せらる、江陵郡下も、尙ほ數里に亘るの平地を見ること能はず、且つ土壤礫確、農耕に適せざるが故に、殖産の見るべきものなく、米穀の如きは其補給を三南の地より仰ぐの狀態なり

海岸の形勢は、南北延長九十里に亘り、全岸殆んど一直線を以て劃せられ、平砂相連りて、良網の好漁場に富み、鰻を産すること殊に莫大なり、然れ雖港灣の屈曲及び嶋嶼の出沒するもの極めで乏しく、船舶の航行に不便を感ずる事少なからず、殊に冬期にありては、北風連日胡砂を吹き海荒れて漁舟の航海頗る困難なりと云ふ

海産は鰻、鱒、鯽、鯛、鱧、鮑、海鼠等にして、其棲息回游饒多なり、然れども行舟不便の地なるが故に、潜水器船を除くの外、未だ本邦漁船の出漁するもの多きに至らず

本道は、觀察府と春川に置き、管區二十七郡あり、其内嶺西に位するものを春川、原州、淮陽、

鐵原、伊川、寧越、旌善、平昌、金城、平康、金化、狼川、洪川、楊口、麟蹄、橫城、安峽の十七郡とし、嶺東即ち海濱に在るものを江陵、襄陽、三陟、平海、通川、高城、杆城、蔚珍、歙谷の九郡とし、別に鬱陵の二郡ありて平海の沖合遙か海東に位置す、其商港浦口及び漁業に適する港灣要地を擧ぐれば左の如し

○鬱陵島 ウルランド 舊と春川府直轄なりし處、三十四年八月以來新たに郡守を遣はして之れに統治せしむ北緯百三十度四十五分乃至五十三分五十秒、東經三十七度三十四分四十秒乃至三十一分五十秒の間に位置し、平海郡越松浦の南四十餘里の海中に在る孤島にして、韓人は別名之を武陵又は羽陵と書す、乃ち古の平山國にして、支那人之れを松島と呼ぶ

因に記す、世人或は本島を以て、大小六箇の嶋嶼集合せるものなりとし、若くは竹嶋、松嶋の二嶋の總稱なりとし、甚だしきは往々地圖中にも之れを並記しあるを見る、此の如きは實に誤謬の大なるものとす

本嶋は、素と金剛山脈の一派走つて東海に入り、更に峙立して其頭を顯はしたるものにして面積約五里四方許、中央に山聳起し、其高さは四千呎、嶮巖之れを擁して、遠く望めば青嶼の浮出したるに髣髴たり、嶋中船舶を碇繋する港灣は乏しく、商船漁舟の碇泊に困難を感じ、風濤少

しく荒るゝ時は毎に船を海岸の平地に曳き揚ぐと云ふ

全嶋平地に乏しと雖、其地質は古來落葉枯草の堆積腐化したるものより成れる、所謂黒土の一種にして、土地膏腴農事上殆んど肥料を要せず、只稀れに燼灰等を以て耕種することあるのみ、農産の主なるものは大豆、大麥、小麥等にして、殊に大豆は粒大に質宜しく、直接に本邦に輸出せられ、産額年々四五百石に及ぶと云ふ、林産には、樺、桐、松、白檀等あり、就中樺は徑六尺位に至れる大材を産し、桐は本邦にて松嶋桐と稱して唐木細工中の珍とする所、白檀は香料として貴重せらる、在時は此種の樹木全嶋に繁茂して殆んど無盡の觀ありしも、近歲に至りて本邦人の盛んに輸出せる爲め、濫伐の結果、漸く減少を來したり、此他山葡萄の類亦た少なからず、海産は、魚類及び鮑、海鼠の類に乏しからざれども、海深何れも百尋乃至百五十尋に及ぶが故に、本邦鐵網船の春季往來するものあるの外、漁採未だ盛んならず、唯、沿岸の淺處に於て採取する石花菜は種類良好其産出殊に大なり、又た秋季山鵝の類非常に多く、嶋民は之れを撲殺し、肉は乾燥貯藏して年中の副食物となし、脂肪は溶解して燈油に供すと云ふ、察するに世人の稱して、信天翁の棲息多しと爲すは此島の訛傳ならん、天産の豊饒なること蓋し韓國中他に比類なしと云

よんこ

島中一泉あり、清水多量に湧出す、聞く此水は少しく酸味を帯び、島民之れを藥泉と稱し、疾病の際服用して藥餌に代ゆ、而して其効驗見るべきものありと、或は是れ本邦に産する平野水、金山水等と同種なる炭酸泉にあらざるなきか

本島は、往古新羅の我朝と交通したる時代に、隱岐島と共に航海の寄港地となしたる所にして、中古倭寇の旺盛を極めたりし際一時據て以て根據となしたるとあり、其他我邦とは歴史上殊に密接の關係あるを以て、具原益軒の如きは斷じて之れを我邦の屬島なりと論じたることありたれ共、久しく其模稜の裏に経過したりしが、明治十五六年の頃、本邦人某工人を派して伐木に従事したるに、韓廷抗議する所あり、我邦之れに譲りて其所屬始めて一定するに至れり、尋いで明治十六年に至り、韓廷金玉均と以て東南諸島開拓使兼捕鯨使に任じ、白春培を以て従事官となし、該島の開拓事務を辦理せしめたりしが、翌年京城の變ありて果さず、其後島民徐敬秀と以て越松萬戸に差定し、住民の繁殖を計り、外國人の樹木伐採を防禁せしめたりしも、本邦人は依然として前狀を維持し、唯貨物賣却の時、口錢百分の二を官に納れ、材木には船一隻に百兩(我二十圓)を納れ以て公然の密貿易を爲せり、次で明治三十一年の頃、該島の伐木植林の權利一度露人の掌裡に落つるや、露人は直ちに韓廷に照會して外國人(即ち日本人)の本島の木材を盜伐し、及び島内に

居住するを禁せんことを迫り、外部は更に之れを我が公使に照會し、我公使は一時本島に在りたる本邦人に退去を命ずることとなりたりしも、其後邦人をして急に同島を撤退せしむるは事情の難はざるものありに依り、其事由を韓廷に復牒したりと云ふ

本島は、往時は住民極めて稀少なりしも、近世に至りて商賈及び農夫漁夫の臻り聚る者相踵ぎ、本邦人亦た此間に雜居し、韓人の戸數約四五百に達し、本邦人は兩三年前は其數殆んど三百に達したりしが、一時本邦政府より退去の命令ありてより減少して本年春には百四五十人の居住に過ぎざりしと云ふ、是れ等の本邦人は概ね鳥取縣下より直接渡航したるものにして、材木及び大豆、石花菜の輸出を以て營業とし、純然たる日本村を形成して、中には酒、煙草、紙、油其他日用の雜貨店あり、或は二三の料理店を開き酌婦の來り住するもの亦た之れありと云ふ

△ヤンコ島 隱岐島より東南の方約三十里、我が隱岐國を西北に距ること殆んど同里數の海中に於て、無人の一島あり、晴天の際隱岐島山峯の高所より之れを望むを得べし、韓人及び本邦漁人は之れをヤンコと呼び、長さ殆んど十餘町、沿岸の屈曲極めて多く、漁船を泊し風浪を避くるに宜し、然れども薪材及び飲料水を得るは頗る困難にして、地上數尺の間は之れを穿てども容易に水を得ずと云ふ、此島には海馬非常に棲息し、近海には鮑、海鼠、石花菜等に富み、數年以前山

口懸潜水器船の望を屬して出漁したるものありしが、潜水の際、無数の海馬群に妨げられたると、飲料水缺乏との爲めに、満足に營業すること能はずして遠りたりと、察するに當時の季節は恰も五六月にして、海馬の産期に當りしが故に、特に其妨害を受けたるものならんか、又た附近に鱈漁の好網代あり、數年以來五六月の候に至れば大分懸網船の引繼ぎ之れに出漁するものあり、昨年春季同處より歸航したる漁夫に就て之れ聞くに、出漁未だ二三回に過ぎざるが故に、未だ充分の好果を得たりと云ふべからざれ共、毎季相應の漁獲あり、從來の經驗上、其網代の状態、及び鱈類棲息の様態等より觀察するに、將來頗る有望の漁場たるを疑はずと、同島は蓋し營業者の爲めには尙ほ充分探検の價值あるべし

○厚利浦(平海郡) 江原道沿岸中に於て最も慶尙道に近接せる一小港にして、丑山浦の北四里に在り、灣口東南に面し、其形半月狀を成し、西北環らずに丘陵を以てし、西、北の風を避くるに適す、本邦漁船の寄港するもの少なからず、人家七十余戸其海岸に村落を成す、漁業及農業を以て生計を營み、人情靜穩なり、又た其海岸に清泉あり、清冽にして湧出多量に、船舶飲料水の好供給所なり、近海鰺、鱒、鱈、鱈、蟹、河豚等を産し、韓人の春秋兩期の鰺漁業及び春季の鱈、河豚漁最も熾んなり

○築城(平海郡) 厚利浦の北三里にある人家百餘戸の一村、昔時高戸の治たりし所にして、瓦棟廢衛令に遺存す、其前岸には三十余町に亘れる一帯の砂濱を控へ、地曳網の好漁場なり、此處は春季本邦潜水器船の納屋を構ふる所にして、納屋場は洞の北方に隆起する丘陵の東端海濱にあり、乱礁の間僅かに漁船を泊することを得べし、然れ共風濤少しく荒るゝときは船を砂上に曳き揚ぐと云ふ

○竹濱(蔚珍郡) 一は竹邊とも書す、完全の良港と稱するに足らざれ共、江原道中屈指の要港にして、灣内稍々廣く、百噸内外の小漁船を泊するに足る、灣口南東に面して半月狀を形成し北岸には丘陵繞りて其背面を遮蔽す、西、北の風を避くるに宜し、此處は春季本邦潜水器船の重要な出稼根據港にして、納屋場は人家を離るゝこと約五丁許の東方丘下の濱岸に在り、毎年四五月の候に至れば潜水器船の輻湊するもの數十隻に及ぶ、竹濱洞は灣の西岸にあり人家四五十戸、漁業及び農業を以て生計を營む、往時は人情不良にして本邦漁夫と争鬭を惹起したること往々之れありしか、現今に至りては漸く互に親近するに至れり、洞の前岸に連りて里餘に亘れる一帯の砂濱あり、地曳網の好漁場なり、近海の鰺、鱒、鱈、鱈、蟹、河豚等を饒産す

○長壽里(三陟郡) 竹濱と比肩する江原道沿海の重要港にして、其口北東に面し、東南繞らず

1903

明治三十六年一月一日印刷
明治三十六年一月四日發行

定價金貳圓五拾錢

著者兼 發行所 葛 生 修 吉

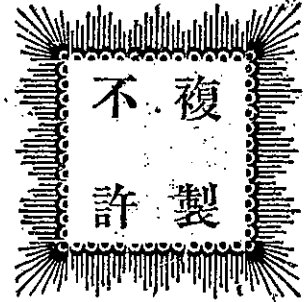
印刷者 宮 本 鐵 之 介

印刷所 內 田 活 版 所

東京芝區芝公園十六號ノ六

發行所 黑龍會出版部

東京芝區芝公園十六號ノ六



大賣捌所 丸 善 書 店

全 有 斐 閣

東京日本橋區通三丁目

東京神田區一橋通町